

医心 伝心

学校検診における運動器検診の法制化

県医理事 道振 義治

これまで運動器に関する学校検診は、平成6年の文部省体育局長の通知－「脊柱及び胸郭の疾病及び異常の有無（脊柱側弯症検診）」の検査に際し骨・関節の異常及び四肢の状態に注意する－があったが、具体的な方法は明示されなかったため学校現場では全く実施されなかった。今回4月30日官報で「学校保健安全法施行規則の一部を改正する」省令が出された。この中で「四肢の状態」としていた項目が「四肢の形態及び発育状態並びに運動器の機能の状態に注意する」と改められた。これにより運動器検診が学校保健検診の場で必須条件となると思われる。しかしながら、現状では統一されたマニュアルがないために学校現場での混乱が十分に予想される。

「どういう方法で行うの?」「かかる時間は?」「誰が行うのか?」などの疑問が多く寄せられると思われる。

運動器検診は、全国では一部の地域で一部の整形外科医が行っているが、いまだ理解されているとは言い難い状況である。

2年前に射水市で、養護教諭に運動器検診のアンケート調査を行った結果、必要性を認めた先生は4割にも満たず、多くの先生は「運動器検診は必要なのか?」「検診項目が増えると検診時間が増え検診医の負担が大きすぎるため実施が困難」「行うにしても検診方法が統一されていない（ことに側弯検診について）」「整形外科医の学校医がいな

いため検診ができない」などの否定的な意見が多かった。

私は、地元の小学校校医、中学校の協力医として運動器検診を行っている。最近の児童の中には「万歳ができない」「しゃがみこみができず後ろにひっくり返る」などの機能不全と思われる児童が意外と多いことに驚く。また、女子では高学年ほど「外反母趾が急増している」印象がある。機能不全に関しては早期から指導すれば容易にできるようになるし、外反母趾のさらなる進行をくいとめることができるのでは考えている。

私は運動器検診の簡単なマニュアルを作成するため、県医師会から研究助成を受け、秋に開催される全国学校保健会で発表する予定である。

今後は、県医師会学校保健委員会で議論を重ねながら、簡単なマニュアルをできるだけ早急に学校医の先生方（内科、小児科）に示したいと考えている。

県医師会と県教育委員会と協議し、郡市医師会と郡市教育委員会との協議をお願いし、運動器検診を実施できる体制作りをしたいと思っている。

平成28年4月1日施行なので、十分な時間はないと考え、関係する皆様のご協力を切に願いまするものである。